

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リコーリース株式会社		コード	8566
提出日	2026年6月16日	異動（予定）日	2026年6月29日	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	一ノ瀬 隆	社外取締役	○													○	有
2	野地 彦旬	社外取締役	○													○	有
3	大森 みどり	社外取締役	○													○	有
4	中沢 ひろみ	社外取締役	○													○	有
5	深山 徹	社外取締役	○										△				有
6	遠藤 直子	社外取締役	○													○	新任
7	小林 一則	社外取締役								○		○					新任
8	廣瀬 俊朗	社外取締役	○													○	新任
9	松原 真	社外取締役										○					新任
10	山岡 憲江	社外取締役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		一ノ瀬隆氏は、大手電機メーカー系列会社等の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるためです。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。
2		野地彦旬氏は、大手車両部品メーカー会社における製造現場責任者及び経営者としての豊富な経験により、テクノロジーや企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるためです。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。
3		大森みどり氏は、大手不動産会社における、不動産開発に関する企画・運営等の豊富な経験により、不動産に関する幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定等に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるためです。
4		中沢ひろみ氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有し、また上場企業の執行役員及び監査役としての豊富な経験と高い見識を備えております。これらを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるためです。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有すると判断しております。
5	深山徹氏は、2022年3月まで、当社と顧問弁護士契約を締結していましたが、契約期間内における顧問弁護士としての報酬は年間100万円以下と僅少であり、契約満了から1年以上経過しております。	深山徹氏は、弁護士として培われた経験と特に企業法務における高い知見を有し、また上場企業の社外役員としての経験と見識を備えております。このことを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に引き続き資することが期待されるためです。同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有すると判断しております。

6		遠藤直子氏は、弁護士として培われた専門的な経験と知識や上場会社の社外役員や指名・報酬委員会の委員長など、企業経営における監督機能を担ってきた豊富な経験と見識を備えております。これらを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるためです。 同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。
7	当社は、小林一則氏が所属する株式会社リコーの持分法適用関連会社であります。	小林一則氏は、大手事務・精密機器メーカーにおいて、デジタル分野や先進技術に関する責任者を歴任しており、IT・テクノロジー分野において豊富な知識と経験を有しております。これらを踏まえ、当社の経営に対する有益なご意見やご指導を通じ、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるためです。
8		廣瀬俊朗氏は、日本代表チームのキャプテンを務めるなど、これまでのラグビーでの経験を通じて、高度なチームビルディング及びリーダーシップに関する豊富な知見を有しております。また、国際的な活動や障がい者との交流等を通じ、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）への理解と関与も深く、さまざまな場において積極的な発信を行っております。さらに、株式会社HIRAKUの代表として、スポーツの普及、教育、食・健康、並びに国内外の地域との共創を軸とした事業に取り組んでおります。これらの経験を踏まえ、当社の経営に対する有益な意見及び助言を通じ、取締役会の監督機能の強化及び公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるためです。 同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。
9	当社は、松原真氏が所属するみずほリース株式会社の持分法適用関連会社になります。	松原真氏は、大手銀行グループにおいて、コンプライアンス部門や人事部門などの責任者を歴任するなど、金融機関における管理・統制分野で豊富な経験を有しております。また、2025年4月からはリース会社において法務・コンプライアンス部門の責任者を務めており、金融分野に加え、法務及びコンプライアンスに関する高度な専門性と知見を有しております。これらの経験を活かし、当社の事業に対する適切な助言を行うとともに、取締役会の監督機能の強化及び企業価値の向上に寄与することが期待されるためです。
10		山岡憲江氏は、公認会計士として財務・会計に関する高度な専門性を有するとともに、金融機関での業務経験や製造業における監査部門責任者としての経験を通じて、豊富な実務経験と知見を有しております。これらの経験に基づく有益な助言・提言を通じて、当社取締役会の監督機能の強化及び公正で透明性の高い経営の実現に貢献いただけるものと期待されるためです。 同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。

4. 補足説明

当社は監査等委員会設置会社であり、中沢ひろみ氏、深山徹氏及び山岡憲江氏は監査等委員である社外取締役です。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。